

甲第26号証

甲第26号証

甲第25号証

舞鶴市史 通史編(上)

- 〃 五年（二七八五）七月二十三日 総町中より御祈禱 町方流行病の気配があるので、病難除御祈禱、二十三旦臨時
待、同日日願かり 町中総参り、朝代社、愛宕社（知恩院）、神明社、公儀より
仰せ出された御書には、
一 時疫ニハ大つぼの黒大豆をよくいりて煮合、甘草湯芻水にてせんじ出し、時
々飲んでよし
一 時疫ニハ若梅の根と葉をつきくだき汁を多く飲んでよし
一 時疫には牛蒡をつきくだき、汁をしぼり、茶碗半分ずつを二度飲んで、その
上薬の葉を一握り弱火にてよくあぶり、きいろに乾たる時、茶碗四はい分の
水を二はいせんじて一度に飲んで汗をかきてよし、もし薬の葉なくば枝にて
もよしと教えている
- 〃 七月〜九月 天下風邪流行、しかし人は死なず
天和三年（二八〇三）四月 四月ころ日本中にはしかはやる
天保九年（二八三八）八月 越下町一帯疫病流行容易に終息せず、町々からの願いにより朝代社において十四
日鎮疫祭、十五日勧請御祈禱を願ふ、十五日朝五ツ時（午前八時）年寄・肝煎は
上下（かみしも）をつけ参詣のこと、組頭ははかま、羽織を着用、並びに町方す
べて参詣のこと十四日臨時待、十五日日尽し、十六日円隆寺で鎮疫消除の祈禱を
行う
- 安政六年（二八五九）七月二十八日 世上で悪病が流行し、朝代で祈禱正四ツ時、年寄・肝煎羽織、はかま着用参詣す
る
- 〃 七年（二八六〇）二月二十五日 朝代社にて朝五ツ時より七ツ時（午後四時）まで庚申祭、流行病除去の祈禱執
行、年寄・肝煎ははかま、羽織を着用の上参詣する
- 万延五年（二八六〇）八月 諸所でコロリという病気に多くの人が患う。東吉原町内の世屋方や役方から当病
が平静になるよう吉坂稲荷へ祈禱依頼、神主は東稻荷社にて二夜三日の祈禱をお

文久二年（二八六二）七月 ころなる
当年世上一統はしか大流行する
（田村家・森本家・土井家文書）「竹屋区有文書」

地 震 近世における地震で、丹後田辺の領民たちが感し取って記録したとおもわれる古文書は、数点あ
るが、家屋の倒壊や人命にかかわるような地震は、起きていないようである。一応これらの記録を
拾ってみることにする。

- | | |
|--------------------|---|
| 寛永 四年（二六二七）正月二十一日 | 大地震起こる |
| 慶安 四年（二六五二）六月二十日 | 大地震起こる |
| 寛文 二年（二六六二）五月 | 大地震、七月晦日まで続いたという |
| 延宝 七年（二六七九）七月十四日 | 大地震起こる |
| 元禄十六年（二七〇三）十二月二十二日 | 夜子の刻地震、その時江戸大地震あり |
| 宝永 四年（二七〇七）十月四日 | 大々地震起こる。しばらくして五百目鉄砲を打ち如く二十ばかり鳴る、大
坂では津波が数千人死ぬ、五十日余昼夜とも小地震絶えず |
| 享保 五年（二七二〇）正月二十四日 | 大地震起こる夜大雷電あり |
- （縁城寺年代記）「田村家・百田家文書」

なお、安政二年（二八五五）十月二日の江戸大地震には、「江戸表大地震ニ付町々御祈禱献上いたし候」
（頼馬家文書）とあるように將軍家の膝元である江戸は、一・五キロ四方に及ぶ地域から壊れた家一万四、三四
六戸、死者七、〇〇〇人から一万人を出したと言われる大被害に対して、田辺藩城下の町々は、心からの祈禱
を捧げたのであろう。

津波 地震によると思われる津波の記録が一件ある。

寛保元年（一七四一）西ノ七月十九日小樺村 野野村高浪浦家八拾軒内貳拾八軒ハ漬家依之ニ小屋かけ材木相願御公候より願之通ニ被遣候様四百二十英疋五千六百束ハ大庄ヤ八組割ニ被仰付候 世間さたとへ申様ニハ津浪と申候儀ニ出来申し渡差而大風も吹不申ニ出来申渡ニ而候

（金村家文書）

七月十九日（おぼろ）大久村所四五ヶ村津波打

（田村家文書）

同日、蝦夷松前領に大津波、死者一、四六七人、流家屋七二九戸に及んだ（年表日本歴史 筑摩書局）とあり、日本海沿岸地方に大きな被害があったものと思われる。当時、このことを記録した人は、津波の起因を大風も吹かないのに、にわかにはできる波としている。

社倉 城下町における災害の状況や、その対策は以上の通りであるが、これら災害に対する準備救済施設として、文政三年正月、藩は各町の年寄に対して社倉を設け、米穀を貯蔵し非常の場合に備えるよう命じた。その建設費用として藩から米百石と蔵書請の材木、作料相当分の米が下げ渡された。この不足については町役人ばかり、一〇〇石掛、一八人議として取り立てた。府殿は町中の身上相応の者ばかりに行わせ、結局二四人が御蔵米から一三石、同十一月晦日の米俵段、一石につき銀四二匁替えて買い取り三か年賦で納米した。一石につき一七匁三分、代銀札一貫九五五匁三分五厘であった。

この社倉はまた、商人たちの金融機関として役立たせ、土地、家屋等を抵当として長期にわたって融通した（社倉納米控（竹屋匠有文書））。

なお、社倉の設置されていた場所については明らかでない。

農村の備荒救恤 大庄屋八組内の各村々の出火に際しては、その救済手段としては全組の責任において、火元・類焼家を問わず一定の方法で救済に当たった。寛政六年（一七九四）一例として「出火之節小屋掛入用定和」（上野家文書）により、救済の概略をみることにする。被災者への小屋掛けの材料は身分により相違する。庄屋家三間三六間（一軒分以下同し）、年寄家二間二五間、百姓家二間二四間、水呑家二間二三間のそれぞれの規模の定に応じて、薬何百束・繩何十束それに本柱・間柱・桁・梁・中置・合上・棟角材・垂木・枝元が何本と基準が決まっている。さらに焼失の軒数により相互救済に当る責任範囲を、火災が生じた村限りで、あるいは組限りで、また東西の受持ちで行うことをそれぞれ次のように「定」として決めている。

- 定
- 一 五軒迄 其村限
- 一 拾軒迄 其組限
- 一 拾拾軒より類焼家
- 一 貳拾軒迄
- 西焼失之節者
- 西より材木
- 東より繩薬
- 東焼失之節者
- 東より材木
- 西より繩薬
- 貳拾軒より東西押押之割
- 延享四年

中嶋治大夫
須田四郎左衛門

右之御方様御役中ニ御定之様
其後寛政六甲寅年十一月 日
拾拾軒より
貳拾軒迄類焼
東西割ニ定
一 拾拾軒より材木繩薬共
東西無辨別割ニ而可仕事
則森村焼失之節大庄屋中相談ニ而究也
右之通年来割いたし来候効元治元甲子年七月下漆原村失
焼之節大庄屋中相談之上世間諸色高直故已来者館増候以
上

舞鶴市史通史編(上)執筆者

氏名	執筆	項章節	備考	
黒田 雄紀	自然 探検	4 気候	元舞鶴海洋气象台予 備課長	
川端 博	4 気候	舞鶴海洋气象台の 観測資料	舞鶴海洋气象台技術 専門官	
釋 龍雄	原始 古代	第2章 第1節~第3節	京都府立丹後郷土 資料館長	
石川登志雄	原始 古代	第4章 第2節 第5章 第1節	京都府立丹後郷土資 料館技術	
	中世	第1節~第3節 第2節~第4節 第3節~第1節		
		第4章 第1節~第2節		
		第1位區、2 地形、3 地質構造と地質 の特質		
坂根 清之	自然 探検	第3章 第1節~第3節	舞鶴市市史専門委員	
中嶋 利雄	原始 古代	第3章 第1節~第2節、第4節	舞鶴市市史専門委員	
瀬戸 美秋	近世	第2章 第5節 第6節 第9節	舞鶴市市史専門委員	
井上金次郎	原始 古代	第5章 第1節	舞鶴市市史編さん委 員	
	中世	第3節~第4節		
小川 高	近世	第4章 第3節 第3章 第3節~第4節 第7節 陸上交通 第3章 第1節~第2節	舞鶴市市史編さん委 員	
	原始 古代	第1節~第5節 第3節~第4節 第4章 第1節、第3節		
		中世		第3節
		近世		第1節~第3節 第4章 第1節~第3節 第1章 第1節~第4節 第2章 第1節~第4節 第6節 農業 水上交通
真下 八雄	近世	第8節~第11節	舞鶴市市史編さん委 員	

協力者
 杉本 嘉美
 市史編さん室(事務局)
 瀬戸 中 秋 豊
 主筆 堀田 四 郎 雄
 編集 室 長 江 上 昭 子

舞鶴市史・通史編(上)

印刷 平成5年1月10日

発行 平成5年3月20日

編集人 舞鶴市史編さん委員会

発行人 舞鶴市長 町井 正 登

発行所 舞鶴市役所

舞鶴市字北汲1044番地

印刷所 ミ シ ン グ 印刷株式会社

金沢市御影町19番1号